

第七次計画実績から見える現状と課題及び今後の方向性について

	項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
1	健康づくりの推進	後期高齢者健康診査受診者数、高齢者インフルエンザ予防接種実施者数は増加しているものの、対象人口の増加に伴うものであり、割合はほぼ横ばいである。 また、規則正しい生活を心がける、減塩やバランスのとれた食生活など、健康づくりのため何らかの行動をとっている高齢者は約9割であるが、フレイルの認知度は低い。	健康寿命の延伸・健康格差の縮小が求められる一方、超高齢社会の到来により生活習慣病有病率及び要介護認定率等の増加が懸念される。疾病の発症予防、早期発見・重症化予防、及び、介護予防など、市民自らの健康づくりに対する意識を醸成することが必要である。 また、新たな感染症予防の取組も重要である。	新たな感染症予防への取組も含めて市民の健康への意識や関心を高め、各種健康診査・検診や予防接種実施率の向上を図るとともに、健康づくりを意識した生活習慣の実践について壮年期から周知啓発する。 また、フレイルは初期の段階で適切な介入をすれば元の状態に戻る、あるいは、進行を遅らせる可能性があることを周知し、運動、栄養、社会参加が重要であることを浸透させる。	健康長寿課 保健所地域保健課
2	生きがい対策の充実	高齢者人口が増加する中、高齢者健康長寿サポート事業の利用者数は年々増加しているが、老人クラブへの加入者数、敬老会への参加率は減少傾向である。 あさかの学園大学は令和元年度から募集対象をこおりやま広域圏に拡大し、圏域内の交流が図られている。	高齢者が地域活動や就労等の社会参加活動を行うことは、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、ライフスタイルや価値観も多様化しており、ICTも取り入れながら多岐にわたる社会参加へのニーズへの対応が必要である。	高齢者が持つ多様な知識と経験を活かし、地域社会の一員として生きがいを持ち活躍できるよう、あさかの学園大学の運営や、老人クラブ活動への支援、生涯学習機会の提供、就労対策等を行うとともに、世代間交流が図られる事業も展開する。なお、事業のあり方については、高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した実施方法やICT活用の可能性等を検討する。	健康長寿課
3	相談・支援体制の充実 【生活支援体制整備事業の充実】	地域の支え合いについて話し合う場である第2層協議体について、市内38地区に設置することを目標に、第2層生活支援コーディネーターを12名配置した。	18地区で第2層協議体が設置され、その他の地区においても設置に向けた説明会・勉強会に取り組んでいるが、地域住民への理解の浸透には時間がかかる。また、設置済みの地区も含め、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集まって話し合う場を持つことが難しくなっている。	国のロードマップでは、地域住民の意識の醸成を図りながら2025年を目途に地域の支え合い活動の充実を図ることとされており、感染症予防などの新たな課題への対策も講じながら、各種相談体制の充実も含め、肅々と自助・互助による住民主体の支え合い活動を支援していく必要がある。	地域包括ケア推進課
4	高齢者の生活環境の充実	セーフコミュニティの理念のもと、けがや事故の予防推進、防犯・防災体制の強化、見守り体制の充実を図っている。また、住まいを安定的に確保できるよう民間事業者が運営する高齢福祉施設に対する支援、市営住宅への優先入居を配慮するとともに、高齢者の憩いの場として入浴、宿泊等を提供し、人々の交流が図られることのできる施設を運営している。	けがや事故の予防推進、防犯・防災体制の強化については、地域が主体となる活動への支援、避難行動要支援者名簿の整備、軽微な住宅改修に対する助成等を実施しているが、周知が行き届いていない。また、本市が運営する施設は建物の老朽化、利用者数の減少が問題である。	地域が主体となった防犯・防災活動ができるよう支援を行うとともに、高齢者あんしんセンターや民生委員等とも連携した制度の周知を図り、高齢者向け住宅、福祉施設等については安心して生活が続けられるよう情報提供や運営体制の検査等を行う。 なお、本市が運営する施設については、建物の老朽化、民間事業者と競合する施設の必要性などそのあり方を検討する。	健康長寿課

	項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
5	自立支援、介護予防・重度化防止の推進 【介護予防把握事業】	75歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に「おたっしや長寿アンケート」を実施し、要介護リスクの高い高齢者を把握し、効果的な介護予防事業への参加を促している。また、未回答者の安否確認を実施している。	アンケートの回収率は75.3%で、未回答者4,275名の安否確認及び回答促進を地域包括支援センター及び民生児童委員の協力のもと実施。4,217名（98.9%）の安否確認につながっている。	地域包括支援センターや民生児童委員の協力を得ながら、今後も介護予防リスクの高い高齢者や社会とのつながりが薄くなっている高齢者の把握に努め、介護度の重度化を予防していく。	地域包括ケア推進課
6	自立支援、重度化防止の推進 【介護予防普及啓発事業】	介護予防教室や「いきいき百歳体操」に取り組む通いの場に参加する高齢者が多い。	介護予防教室に取り組むとともに、「いきいき百歳体操」に取り組む住民主体の通いの場の普及推進に努めているが、新型コロナウイルス感染拡大により、通いの場の活動の不活発化が懸念される。	既存団体の継続支援を含め、「新しい生活様式」の実践例や感染予防に留意した通いの場の活動を今後も支援していく。	地域包括ケア推進課
7	認知症施策の推進	新オレンジプランに沿って認知症施策各種事業を推進してきた。 令和元年6月より「認知症施策推進大綱」が策定された。 地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が中心となり、関係機関と連携しながら、認知症施策各種事業を実施している。	認知症高齢者等が増加しており、認知症と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、認知症であることを受容できず今後の見通しに不安を抱く本人や家族が多い。	認知症施策推進大綱に基づき、各種事業を推進する。 認知症の人やその家族の意見を踏まえて、関係機関と連携しながら、認知症の周知啓発および早期発見・早期対応を推進する。	地域包括ケア推進課
8	在宅医療・介護連携の推進	○「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」の具体的な取り組み（ア）～（ク）に基づき事業を展開している。 ・H30.11月に医療・介護関係者専門職の相談窓口となる「在宅医療・介護連携支援センター」を開所した。 ・「在宅医療・介護連携支援センター」と共同し、研修の企画・立案・開催、在宅医療介護連携の地域の実情課題を検討するため、医療機関への訪問を行っている。	在宅医療と介護連携の強化のため、地域の実情を勘案し、従事する専門職の支援体制を整備する必要がある。 在宅医療・介護連携に関して専門職だけでなく市民に対しても情報提供・周知啓発を行い理解を深める必要がある。	今後も高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援体制の構築を進めていく必要がある。 ・医療介護関係者の相談窓口の充実 ・医療介護関係者が参画する会議や研修会の開催 ・在宅医療・介護連携に関する情報提供（在宅医療・介護連携支援センターのホームページを開設する）	地域包括ケア推進課
9	介護保険サービス基盤の充実 【施設サービスの整備目標】	介護保険施設については、計画どおりの新規整備となった。 介護療養型医療施設については、施設の過半数が介護医療院へと転換し、残りについても、移行期限である令和5年度末までに介護医療院への転換等をする必要がある。 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム※広域型） 平成30年度に10床増床。今年度中に計画どおり1か所60床が整備される予定である。開設されれば、全体で17施設1,224床となる予定である。 ②介護老人保健施設 計画どおり1か所100床が整備される予定である。開設されれば、全体で9施設854床となる予定である。 ③介護療養型医療施設 3施設が介護医療院へと転換し、残り2施設16床となっている。 ④介護医療院 現在、3施設150床となっており、転換が円滑に進んでいる。	介護療養型医療施設を除く介護保険施設3施設については、特養入所待機者の状況を把握し、国の方針等を踏まえた上で、整備の是非を含め、検討する必要がある。 なお、大規模施設の新規開設時において、介護職の有効求人倍率が高い傾向から人材確保が困難となる状況が予想される。 介護離職防止と入所待機者解消のため、引き続き整備を推進する必要性は高い。 開設後の経営の安定化を考慮し、1施設当たりの整備床数を検討する必要がある。 在宅復帰を支援する施設の整備を推進し、6期中に2施設廃止35床減少したサービス供給量を確保するため、第七次計画では新規整備を進めたが、次期計画では整備の必要性から検討。 2施設が移行期限である令和5年度末までに介護医療院等への転換等をする必要があるため、事業者に対し早目の意向確認と働きかけが必要である。 転換による整備だけでなく、新規開設も可能であることから、その取扱いについて検討する必要がある。	左記課題に加え、事業者の新規参入や増床の意向確認等を行いながら、整備目標を設定する。 なお、事業計画策定時において実行性ある人材確保策を検討する。 要介護3以上の在宅の早期入所希望待機者数の状況を見ながら、新規整備のサービス供給量を検討する。 事業者が施設開設後の安定経営が図れるよう、1施設当たりの床数を設定する。 今年度中に整備予定である1施設100床の効果を加味した上で新規整備の必要性を検討する。 現行の介護療養型医療施設2施設の転換等の意向を把握し、第八次計画期間中に移行を完了する。 要介護者の長期療養・生活施設として制度設計されたことから、転換以外の新規開設分の整備床数についても検討する。	介護保険課

	項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
10	介護保険サービス基盤の充実 【地域密着型サービスの整備目標】	<p>併設を含めて、計21か所の計画に対し、8か所の整備となった。特に入所施設及び入居施設については、計9か所の計画に対し、1か所のみの整備となった。</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6か所の計画に対し、4か所の整備となった。</p> <p>②小規模多機能型居宅介護 3か所の計画に対し、2か所の整備（認知症対応型通所介護との併設1か所、認知症対応型共同生活介護との併設1か所）となった。</p> <p>③看護小規模多機能型居宅介護 公募に対して応募がなく、2か所の計画に対し、整備数はゼロだった。</p> <p>④認知症対応型通所介護 計画どおり1か所の整備（小規模多機能型居宅介護との併設）となった。</p> <p>⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護との併設での6か所を計画したが、小規模多機能型居宅介護との併設1か所だけの整備となった。</p> <p>⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 公募に対して応募がなく、1か所の計画に対し、整備数はゼロだった。</p> <p>⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム） 公募に対して応募がなく、2か所の計画に対し、整備数はゼロだった。</p>	<p>公募に対して応募が少なかった状況から、整備事業者にとって、募集要件が採算面等の想定に合わない部分があったものと考えられるので、柔軟に整備内容を検討する必要がある。</p> <p>要介護者の在宅生活を支えるために必要なサービスであり、整備を推進するため、事業内容の周知や公募の手法等について、検討する必要がある。</p> <p>小規模多機能型居宅介護については、事業所数が着実に増えているが、日常生活圏域で未整備地区があるため、圏域内での介護拠点として引き続き整備を検討する必要がある。</p> <p>医療ニーズの高い要介護者への支援を図るために必要な複合型サービスであり、整備を推進するため、事業内容の周知や公募の手法等について、検討する必要がある。</p> <p>計画どおりの整備となったが、既存の事業所が1か所廃止したため、事業所数は変わらず現状維持となっている。認知症の方が増えている現状を踏まえ、整備を検討する必要がある。</p> <p>バランスの取れた整備を進めるために併設での整備を継続してきたが、認知症高齢者が増えている現状と整備のスケールメリット等を踏まえ、1か所当たりの整備床数（現在は9床）を検討する必要がある。</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、介護離職防止と入所待機者解消のため、引き続き整備の推進を図る必要性は高いと思われるが、スケールメリットの捉え方が事業者の整備判断に影響していると思われる。</p>	<p>要介護認定者が増加している状況から、今後も地域密着型サービスの利用は増え、整備の必要性も高まることから、事業者の新規参入や事業規模拡大の意向確認等を行いながら、整備目標を設定する。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護については、日常生活圏域で未整備地区もまだあることから、引き続き整備を検討する。特に小規模多機能型居宅介護については、サテライト型事業所の整備も推進することにより、サービス供給量の確保を図る。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護については、平成24年度のサービス開始以降、本市での整備実績はなく、公募への応募もない状況であるので、②③を合わせた整備目標の設定等を検討する。</p> <p>認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護については、認知症高齢者が増えている現状を踏まえ、整備を推進すべきと考える。特に認知症対応型共同生活介護については、1か所当たりの整備床数や単独整備を検討する。</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、応募がなかったが、介護離職防止と特養入所待機者解消のため、必要なサービスであり、サテライト型施設の整備や広域型施設と一体とした整備床数の設定等を検討する。</p>	介護保険課
11	介護保険サービス基盤の充実 【居宅サービスの整備目標】	<p>入居施設である特定施設入居者生活介護については、計画どおりの整備となったが、それ以外のサービスについては、事業所の廃止等の影響で、計画どおりの増加にはならない見込みである。</p> <p>①通所介護（デイサービス） 地域密着型通所介護と合わせて計12か所の増を見込んでいたが、現時点の整備数は110か所であり、第七次計画期間開始時（2018年4月1日時点）の計108か所から2か所ほどの増となっている。新規開設以外に休止・廃止事業所が多かったためである。</p> <p>② 短期入所生活介護（ショートステイ） 特別養護老人ホーム新設に伴う併設型ショート計20床の整備増を見込んでいたが、既設ショートの廃止や他サービスからの転換に伴う増減分に加え、新設ショートについては、特別養護老人ホーム（※広域型）併設分10床の増となる見込みである。</p> <p>③特定施設入居者生活介護（※広域型） 計画どおり2か所120床が整備される予定である。開設されれば、全体で14施設835床となる予定である。</p>	<p>平成30年度から障害福祉サービス事業所を介護保険制度上の共生型サービス事業所として位置づけることが可能になっているが、現時点では、短期入所生活介護事業所1か所のみであり、共生型の介護保険サービスを行っている障害福祉サービス事業所はない状況である。</p> <p>介護保険法の改正により、地域密着型通所介護の指定拒否が可能となったが、廃止する事業所もあるため、計画数ほど整備数が伸びていない現状である。</p> <p>特養併設型での整備が多いことから、特養の整備と併せて整備数の検討が必要である。</p> <p>特別養護老人ホームと同様、介護離職防止等のためのサービス基盤として位置づけられており、事業者の参入意欲も高い。</p>	<p>要介護認定者が増加している状況から、今後も居宅サービスの利用は増え、整備の必要性も高まることから、事業者の新規参入や増床の意向確認等を行いながら、整備目標を設定する。共生型サービスについては、地域共生社会の実現に向け、第八次計画上の記載方法を検討する。</p> <p>小規模多機能型居宅介護を含め、通所系サービス全体の利用状況を踏まえた整備数の設定を検討する。</p> <p>特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の整備目標数を踏まえて、整備数を検討する。</p> <p>特別養護老人ホームと同様、介護離職防止と特養入所待機者解消のためのサービス基盤として、引き続き介護専用型の整備を推進するか検討する。</p>	介護保険課

	項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
12	介護保険サービス基盤の充実 【施設サービス事業量】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設は、平成30年3月開設の施設があったため、事業量は若干増加した。 ・介護老人保健施設は、平成30年度以降施設数に変動がないため、事業量はほぼ横ばいである。 ・介護療養型医療施設は、令和元年6月、10月、令和2年4月に、計3箇所、介護医療院への転換があったことから、令和元年度の事業量は減少した。 ・いずれのサービスも、施設の整備床数により利用者数が増減しやすい。 	<p>居宅での介護が困難な高齢者や、長期療養と日常生活での介護が必要な高齢者などを支えるサービスであることから、施設サービスを必要とする要介護高齢者の今後の増加に対応できるよう、サービスの質の向上と十分な供給体制を整える必要がある。</p>	<p>今後の高齢者数の増加、利用者のニーズ、施設整備計画を踏まえて、サービス事業量を適切に見込む必要がある。また、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付の適正化を推進していく。</p>	介護保険課
13	介護保険サービス基盤の充実 【地域密着型サービス事業量】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護は、事業所数の変動はないものの、事業量が増加した。 ・地域密着型特定施設入居者生活介護は、平成30年4月開設の施設があったため、事業量が増加した。 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、平成30年11月開設の施設があったため、事業量が増加した。 ・地域密着型通所介護は、平成30年度以降、事業所の開設や廃止など変動があるものの、事業量が増加した。 ・これ以外のサービス事業量は、ほぼ横ばいである。 ・全体として事業量は増加しており、利用者等に認知され、利用者のニーズに沿ったサービス提供ができていると考える。 	<p>認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支える要となるサービスであることから、認知症及び要介護の高齢者の今後の増加に対応できるよう、サービスの質の向上と十分な供給体制を整える必要がある。</p>	<p>今後の高齢者数の増加、利用者のニーズ、事業所整備計画を踏まえて、サービス事業量を適切に見込む必要がある。また、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付の適正化を推進していく。</p>	介護保険課
14	介護保険サービス基盤の充実 【居宅サービス事業量】	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護は、年々事業量が減少しているが、要因としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の利用増加によるものと考えられる。 ・訪問看護は、事業所の開設や廃止など変動があるものの、事業量が増加した。 ・訪問リハビリテーションや居宅療養管理指導は、事業所が年々増加していることから、事業量が増加した。 ・全体として事業量は、ほぼ横ばいである。 	<p>要支援及び要介護の高齢者が居宅で生活し続けることを支えるサービスであることから、サービスの質の向上と十分な供給体制を整える必要がある。</p>	<p>今後の高齢者数の増加、利用者のニーズ、事業所整備計画を踏まえて、サービス事業量を適切に見込む必要がある。また、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付の適正化を推進していく。</p>	介護保険課